大分市公告第 ４３３ 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大分市契約事務規則（昭和３９年規則第１２号）第２５条の規定に基づき公告する。

平成３０年９月２７日

大分市長　　佐藤　樹一郎

1　競争入札に付する事項

建設工事請負契約

（１）工　　事　　名　　大分市立舞鶴小学校北校舎長寿命化改修（その３）工事

（２）工 事 場 所　　大分市　西浜２番１号

（３）工　　期　　契約締結日の翌日から平成３１年１１月２９日まで

（４）工 事 概 要

【長寿命化改修工事（建物を躯体以外すべて解体し、ｽｹﾙﾄﾝ状態にしたうえで行う改修）】

構造：鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　3 階建　2,169 ㎡（文科省算定面積）

・躯体以外の内部造作材等撤去は、電気設備、機械設備を含む（屋上防水は除く）

・既存外壁面：劣化部改修の上、防水形複層塗材 E 仕上　2,440 ㎡

・既存西側階段裏：ｱｽﾍﾞｽﾄ含有仕上塗材撤去　137 ㎡

・外構工事

（５）予 定 価 格　￥３７６，７４８，２８０．－（消費税及び地方消費税を含む。）

￥３４８，８４１，０００．－（消費税及び地方消費税を除く。）

（６）**本工事に係る入札は、価格と技術力等を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものとする。**

（７）**本工事に係る入札は、総合評価落札方式に係る自己採点方式によるものとする。**

（８）本工事に係る入札は、電子入札システムを利用する。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

①　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

②　公告日において、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年大分市告示第 1616 号)により、**建築一式工事**について、入札参加資格の認定を受けている者であること。

③　公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

④　公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。

⑤　開札予定日以前３月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

⑥　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条（会社法の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

⑦　大分市内に建設業法に基づく**主たる営業所（本店）**があること。

⑧　**平成30年度**において**建築一式工事**が**Ａ等級**に格付けされている者で、かつ、**建築一式工事を指名希望順位の第１位又は第２位**としている者であること。

また、大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

⑨　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定される建築工事における技術者（入札の申込のあった日以前３ヶ月以上の雇用関係がある者）を当該工事に配置できること。

３　入札参加制限等

（１）手持工事による入札参加制限

本工事は、手持工事による入札参加制限の適用を除外するものとする。

（２）専任配置可能技術者数に応じた入札参加制限

①　要件設定型一般競争入札による建設工事で、予定価格が３，５００万円（建築一式工事にあっては７，０００万円）以上のものについては、専任配置可能技術者（発注工事の契約書類提出期限の日（**議会の議決する日**）において確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）の数を超えて入札に参加することはできない。

ただし、次のいずれかに該当する場合においては、同一の専任配置可能技術者で複数の入札に参加することができるものとする。

ア　同日開札における落札制限を設けたとき。

イ　大分市総合評価落札方式試行要領（平成１９年７月１３日施行）に規定する総合評価落札方式のとき。

なお、専任配置可能技術者については、競争参加資格確認申請書の提出の際に「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」（様式第４号（その１））により届け出るものとする。

②　入札金額に１００分の１０８を乗じて得た額が３，５００万円（建築一式工事にあっては７，０００万円）未満となる場合においても、専任配置可能技術者を届け出ることとし、専任配置可能技術者を配置できないと判断される場合は、入札に参加することはできない。

③　①又は②の事項に違反して入札に参加した者の入札は、すべて無効とし、指名停止要領に基づく指名停止の対象とする。

④　専任配置可能技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができる。**ただし、総合評価落札方式を採用する場合は、1名のみの届け出とする。**

⑤　**専任配置可能技術者として届け出ていた者を他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置したことから、本工事に専任配置できなくなった場合は、開札予定日時までに、その旨を記載した書面を提出すること。なお、その場合当該入札に参加した者のした入札は無効とする。**

ただし、書面による提出がなく本工事に専任配置できなくなった場合は、専任配置可能技術者数を超えて入札に参加したものとなり、当該入札に参加した者のした入札をすべて無効とし、指名停止要領に基づく指名停止の対象とする。

⑥　契約締結に当たっては、「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」（様式第４号（その１））により届け出た専任配置可能技術者を配置するものとし、当該専任配置可能技術者につい

ては、死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合を除き、その交代を認めないものとする。

【 様式第４号（その１） 】参照

（３）同日開札における落札制限

小屋鶴住宅（第二期）新築工事（平成30年9月27日公告）又は大分市立横瀬小学校中校舎長寿命化改修（その3）工事（平成30年9月27日公告）の落札者となった者（共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員）**は、本工事の落札者にはなれないものとする。本工事の落札者となった者は、（仮称）材料山（コア山）跡地施設新築工事（平成30年9月27日公告）の落札者にはなれないものとする。**

4　総合評価に関する事項等

(1)　総合評価の方法

入札に参加しようとする者は、技術力等に関する資料（以下「技術資料」という。）を提出することとし、提出された技術資料に基づき、(2)により評価値を算出し評価する。

(2)　評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。

①　評価値の算出方式

評価値は、次の算出方式により算定する。

ア　評価値＝技術評価点／入札価格×（定数 1,000,000）

イ　技術評価点＝標準点＋加算点

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は小数点第５位まで表示する。（小数点第６位を四捨五入）

②　技術評価点

競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点（１００点）を与え、さらに別表１により評価した評価項目について、**８点**の範囲で加算点を加える。

③　加算点の算出方法

別表１の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計を加算点とする。

5　技術資料の作成方法等

(1)　入札に参加しようとする者は、別記様式１及び技術資料様式３～７を作成すること。

(2)　技術資料は、次に従い作成すること。

なお、作成に当たっては、**別添１**「技術資料作成における注意事項」を参照すること。

①　**企業の施工能力**

ア　**同種工事の施工実績の有無**

平成２０年度（契約締結日基準）**以降に元請けとして、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の小学校又は中学校における建築一式工事で、一棟の延べ床面積が１，０００㎡以上の新築、改築又は増築（増築部分の延べ床面積が 1,000 ㎡以上）工事の施工実績**（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。）を有する場合は、技術資料様式３に記載すること。この場合、当該施工実績は、**平成２０年４月１日**から公告日までの間に完成し引渡しが済んでいるものに限るものとし、その件数は１件でよい。

※　当該施工実績を証するものとして、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるものの場合は、共同企業体協定書の写しを含む。）及び施工内容・規模等が判断できる書類（設計図書のうち、施工内容・規模等が記載されている箇所の写し等）を提出すること。この場合において、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「ＪＡ

ＣＩＣ」という。）の工事実績情報システム（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録されているときは、これらの書類に代えて、ＣＯＲＩＮＳに竣工登録されている**工事実績データ（竣工時登録に係る「登録内容確認書」等ＪＡＣＩＣの証明印のあるものに限る。）の写し**（以下「ＣＯＲＩＮＳの写し」という。）を提出することができる。（ただし、当該工事の施工内容・規模等が、ＣＯＲＩＮＳにより確認できる場合に限る。）

イ　**工事成績評定点の平均値**

過去３年度（平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間）に完成検査を終了し、大分市建設工事成績評定要綱（平成 14 年大分市告示第 175 号。以下「工事成績要綱」という。）に基づく成績評定を受けた**建築一式工事（ただし、契約監理課発注の工事に限る。）の工事成績評定点の平均値**を技術資料様式４に記載すること。

なお、記載すべき工事成績評定点を記載していない場合又は記載すべきでない工事成績評定点を記載している場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。

ウ　**品質管理に対する取り組み**

公益財団法人　日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）若しくはＪＡＢと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関において発行したＩＳＯ９００１の認証を取得している場合は、技術資料様式４－２に記載すること。

※　当該認証取得を証するものとして、認証書等の写し（公告日において有効なものに限る。）を提出すること。

エ　**大分市優良建設工事表彰の有無**

平成２５年度から**平成２６年度**までの間に大分市優良建設工事（建築工事の部（建築一式工事））又は**平成２７年度から平成３０年度**に大分市優良建設工事（建築工事第一の部又は建築工事第二の部（建築一式工事））の表彰の有無を技術資料様式４－２に記載すること。

オ　**指名停止の有無**

開札予定日（平成３０年１０月１９日）が減点対象期間にある指名停止措置を受けた有無を技術資料様式４－２に記載すること。

※　減点対象期間とは、指名停止要領に基づく指名停止期間に付加期間（指名停止期間と同じ期間）を加えた期間をいう。

② **配置予定技術者の能力**

本案件は総合評価落札方式を採用するため、配置予定技術者は1名のみ届け出るものとする。配置予定技術者として届け出ていた者を他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置したことから本工事に配置できなくなった場合は、開札予定日時までに、その旨を記載した書面を提出すること。なお、その場合当該入札に参加した者のした入札は無効とする。

ア　**同種工事の施工経験の有無**

配置予定技術者が、**平成２０年度**（契約締結日基準）**以降に元請けとして、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の小学校又は中学校における建築一式工事で、一棟の延べ床面積が１，０００㎡以上の新築、改築又は増築（増築部分の延べ床面積が 1,000㎡以上）工事の工事現場で主任（監理）技術者、担当技術者又は現場代理人として完成検査まで従事した経験**を有する場合は、技術資料様式５に記載すること。この場合、工事現場での経験は、**平成２０年４月１日**から公告日までの間に完成し引渡しが済んでいるものに限るものとし、その件数は１件でよい。**ただし、現場代理人としての施工経験は、当該業種（工種）に応じた資格（別添２「現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表」）を有していた場合に限るものとする。**

※　当該主任（監理）技術者、担当技術者又は現場代理人の経験を証するものとして、契約

書の写し（当該工事が、共同企業体によるものの場合は、共同企業体協定書の写しを含む。）及び施工内容・規模等が判断できる書類（設計図書のうち、施工内容・規模等が記載されている箇所の写し等）を提出すること。この場合において、当該工事が、ＣＯＲＩＮＳに登録されているときは、これらの書類に代えて、ＣＯＲＩＮＳの写しを提出することができる。ただし、当該工事の施工内容・規模等が、ＣＯＲＩＮＳにより確認できる場合に限る。

当該主任（監理）技術者、担当技術者又は現場代理人の経験を証するものとして、当該工事に係る現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書の写し、又はＣＯＲＩＮＳの写しを提出すること。ただし、当該工事に主任（監理）技術者等として従事したことが、ＣＯＲＩＮＳにより確認できる場合に限る。

イ　**工事成績評定点の最高点**

配置予定技術者が、**平成２５年４月１日から公告日までの間**に主任（監理）技術者又は**現場代理人**として完成検査まで従事し、工事成績要綱に基づく成績評定を受けた**建築工事（別紙5のとおり。ただし、契約監理課発注の工事に限る。）**がある場合、当該建築工事のうち工事成績評定点の最高点を技術資料様式５に記載すること。**ただし、現場代理人としての施工経験は、当該業種（工種）に応じた資格（別添２「現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表」）を有していた場合に限るものとする。**

※　当該建築工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことを証するものとして、現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書の写し又はＣＯＲＩＮＳの写しを提出すること。

ウ　**保有する資格**

公告日において、配置予定技術者の保有する資格等を技術資料様式５に記載すること。

※　当該資格を証するものとして、証明書等の写しを提出すること。

エ　**保有資格の継続教育（CPD）の取り組み状況**

配置予定技術者が、保有資格に係る継続教育（CPD）に取り組んでいる場合、証明日から過去１年間の取り組み状況を技術資料様式５－２に記載すること。ただし、建築士会（推奨ユニット数１年間１２ユニット）の認定を受けた講習会等に限るものとする。

※　CPD の取り組み状況を証するものとして、実績証明書の写し（証明書の証明日は、**平成３０年４月１日**以降、技術資料等提出期限の日までのものに限る。）を提出すること。

オ　**安全衛生教育の取り組み状況**

配置予定技術者が、次に掲げる安全衛生教育を受講している場合は、技術資料様式５－２に記載すること。

(ｱ) 職長・安全衛生責任者教育（平成１８年３月３１日以前に「職長等教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」を修了した者の場合は、平成１８年４月１日以降に「職長のためのリスクアセスメント教育」を受講している者に限る。）

(ｲ) 現場管理者統括管理講習

※　安全衛生教育の取り組み状況を証するものとして、受講修了証の写しを提出すること。

③　**地域･社会貢献**

ア　**災害時の活動体制の有無**

公告日において、国、県又は大分市と大分市内を対象とした集団災害時における応急復旧工事等についての防災協定の締結状況を、技術資料様式６に記載すること。

※　防災協定の締結状況を証するものとして、協定書等の写し（公告日において有効な協定を交わしている場合に限る。）を提出すること。ただし、協定等の相手方が共同組合等の団体である場合は、技術資料様式６－２（証明書の証明日は、**平成３０年４月**

１日以降、技術資料等提出期限の日までのものに限る。）及び協定書の写しを提出すること。

イ　**労働安全衛生の取り組み状況**

当該社員が総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している場合は、技術資料様式７に記載すること。

※　リスクアセスメント研修の受講を証するものとして、受講修了証及び健康保険証の写しを提出すること。

ウ　**環境負荷に対する取り組みの有無**

次に掲げる環境負荷に対する取り組み状況を技術資料様式７に記載すること。

(ｱ)　公益財団法人　日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）若しくはＪＡＢと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関において発行したＩＳＯ１４００１の認証を取得

(ｲ)　一般財団法人　持続性推進機構（平成２３年９月３０日以前は、財団法人　地球環境戦略研究機関）が認定したエコアクション２１の認証を取得

※　当該認証取得を証するものとして、認証・登録書証の写し（公告日において有効なものに限る。）を提出すること。

エ　**市民協働のまちづくり活動の実績の有無**

大分市において次のいずれかの活動実績がある場合は、技術資料様式７に記載すること。

(ｱ) 公告日において、「きれいにしようえおおいた推進事業」の活動届出書を提出し合意を結んでおり、活動マニュアルに沿った活動実績（**平成２９年度**の活動実績があるものに限る。）

※　当該活動実績を証するものとして、活動報告書の写し（**ごみ減量推進課**の受付印があるものに限る。）を提出すること。

(ｲ) 公告日において、公的機関とアダプト（里親）事業の協定を結んでおり、活動計画書に沿った活動実績（**平成２９年度**の活動実績があるものに限る。）

※　当該活動実績を証するものとして、協定書、活動計画書及び活動報告書の写しを提出すること。ただし、活動報告書がない場合は、技術資料様式７－２（状況写真については、**カラー写真に限る。**以下同じ。）を提出すること。

(ｳ) 公共空間の清掃（草刈を含む。）の活動実績（**平成２９年度**又は公告日から過去１年間において継続実施している場合に限る。）

※　継続実施とは、複数名により２ヶ月に１回以上の活動を継続していることをいう。当該活動実績を証するものとして、技術資料様式７－２を提出すること。

(ｴ)「頑張る集落たすくる隊事業」により、小規模集落において清掃、草刈等の活動実績（**平成２９年度**又は公告日から過去１年間において活動実績があるものに限る。）

※　当該活動実績を証するものとして、集落支援活動実績書の写しを提出すること。

６　自己採点表の作成方法等

(1)　本工事に係る入札は、総合評価落札方式に係る自己採点方式によるものであり、入札に参加しようとする者は、別添３の「自己採点表」を作成し提出すること。

(2)　「自己採点表」の「自己採点（応札者）」の欄に各評価項目の自社の点数を記載すること。

(3)　自己採点方式における入札に関する取扱いについては、別添４の総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の留意事項を参照すること。

7　入札手続等

(1) 担当課

郵便番号８７０－８５０４
大分市荷揚町２番 31 号
大分市総務部契約監理課　　電話　０９７－５３７－５７１４

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

① 交付期間

平成３０年９月２７日（木）から平成３０年１０月１７日（水）まで、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前８時 30 分から午後５時まで

② 交付場所

７の(1)に同じ。

③ 交付方法

交付については、直接交付によるほかインターネット（大分県共同利用型入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU）も行う。

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧方法

① 閲覧期間

７の(2)の①に同じ。

② 閲覧方法

本工事は設計図書等を電子閲覧に供する。(電子入札システムより設計図書等を閲覧及び取得するものとする。)

ただし、電子入札システムより取得できない場合は、契約担当者が入札参加を希望する者の準備した未使用のＣＤ-Ｒに電子データ（設計図書等を電子化したものをいう。）を記録し配布するものとする。

【 別紙２ 】参照

(4) 設計図書等の質疑応答

① 設計図書等に質問がある場合には、次により書面で持参により行うこと。

・提出期間　　平成３０年９月２８日（金）から平成３０年１０月１２日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前８時３０分から午後５時まで

・提出場所　　７の(1)に同じ。

② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

・閲覧期間　　質問があった翌日から起算して２日（休日を除く。）後までに開始し、入札書受付締切日までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前８時３０分から午後５時まで

・閲覧場所　　大分市荷揚町２番 31 号　大分市役所５階「契約監理課閲覧コーナー」

(5) 競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料(以下「競争参加資格証明資料」という。)、技術資料（以下「技術資料等」という。）**及び自己採点表**の提出期間及び方法等

① 提出期間　　平成３０年９月２７日（木）から平成３０年１０月１５日（月）午後５時まで

② 提出方法　　原則、電子入札システムによるものとする。　なお、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは、次のとおりとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft　Word	Word97 から Word2010 のバージョンでの保存
2	Microsoft　Excel	Excel97 から Excel2010 のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル（Acrobat3 から Acrobat11 のバージョンで作成のもの） テキストファイル

※　上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記

の形式にして保存すること。

③ 技術資料等及び自己採点表は、所定の様式により作成すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第１号（その１））

イ 競争参加資格状況表（様式第２号（その１））

ウ 配置予定技術者の資格・建設工事等経験（様式第４号（その１））

エ 技術資料（別記様式１、技術資料様式３～７）

オ 自己採点表（別添３）

④ その他

ア 技術資料及び競争参加資格証明資料の添付資料は、兼ねることができるものとする。

イ 技術資料等の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された技術資料等は、競争参加資格の確認及び評価値の算出以外に使用しない。

エ 提出された技術資料等は返却しない。

オ 提出期限日の翌日以降における技術資料等の差換え、追加及び再提出は認めない。

カ 技術資料等の提出に関する問合せ先

7の(1)に同じ

(6) 現場説明会　　実施しない。

(7) 入札保証金　　免除とする。

(8) 入札及び積算内訳書の提出

① 入札書及び積算内訳書の提出期間

平成３０年１０月１６日（火）午前９時から平成３０年１０月１７日（水）午後５時まで

② 積算内訳書の作成

入札書の提出時に併せて、積算内訳書の提出をすること。（入札金額と積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）は一致していること。）

積算内訳書の書式は自由であるが、作成例を参考に、設計図書にある内訳の名称の各項目に対応する数量、単位及び金額を明記すること。（ファイル形式は(5)の②の提出方法によるものとする。）

【 別紙3 】参照

③ 入札方法等

原則、電子入札システムによるものとする。

④ 入札執行回数　　原則として初度のみの１回とする。

⑤ その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の事前公表を行う。

ウ この入札は、最低制限価格制度を適用する。

【 別紙４ 】参照

8 開札

(1) 開札予定日時　　平成３０年１０月１９日（金）　　１０時００分

開札場所　　大分市荷揚町２番３１号

大分市役所９階第１入札室

(2) 開札の立会い　　大分市電子入札立会要領によるものとする。

9　競争参加資格の事後審査及び落札決定

(1)　開札後、入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

(2)　競争参加資格の確認は、評価値が決定した後に行うものとする。ただし、評価値の審査の段階で、競争参加資格を満たしていないと確認した場合、その者のした入札は、それ以降無効として取り扱うものとする。

(3)　落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、競争参加資格を満たしていないと確認したときは、予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者であって、かつ、競争参加資格を満たしている者を落札者として決定するものとする。

(4)　(3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札は、無効とし、その結果を通知する。

(5)　落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して５日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。

【 別添４ 】参照

10　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、９(4)の通知の日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を、書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。

なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して８日以内に書面により回答する。

(3) (1)の書面の提出場所は、７の(1)の担当課とする。

11　契約保証金

(1) 契約者は、大分市契約事務規則第６条の規定により、契約金額の１００分の１０以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供

③ 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

(2) 次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金が免除される。

① 契約者が保険会社との間に大分市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

12　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

①　入札者としての資格のない者のした入札

②　競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

③　同一の入札について２以上の入札をした者の入札

④ 同一の入札について２以上の入札者の代理人となった者のした入札
⑤ 入札金額を訂正した入札
⑥ 予定価格を上回る入札
⑦ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
⑧ 郵送による入札
⑨ 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
⑩ 電子入札にあっては､契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
⑪ 公告に示した競争参加資格のない者の入札
⑫ 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札
⑬ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
⑭ 入札参加制限に該当する者のした入札
⑮ 提出期限までに積算内訳書を提出しなかった者のした入札
⑯ 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札
⑰ 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
⑱ 別記様式１（未記入又は様式が異なる場合を含む。）又は**自己採点表**を提出しなかった者のした入札

13 支払い条件

前　払　金	有	（平成３０年度１回、平成３１年度１回）
中間前払金	有	（平成３０年度１回、平成３１年度１回）
部　分　払	有	（平成３０年度１回）

14 その他

(1) この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成 18 年 11 月 28 日施行）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、大分市契約事務規則並びに建設工事請負契約書の定めるところによる。

(2) **本工事は、議会の議決に付すべき契約につき、仮契約ののち議会（可決）によって本契約になる。**

(3) 本工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款第 52 条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

填補限度額は	対人賠償	
	・被害者１名当たりの填補限度額	１億円以上
	・１事故全体の填補限度額	２億円以上
	対物賠償	
	・１事故全体の填補限度額	３千万円以上
	免責金額（自己負担額）	１０万円以内
被保険者名	請負者、全下請負人	とすること。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。
この場合､契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア　指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき
イ　排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき
ウ　入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

(6)　契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(5)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
この場合､契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(7)　本工事に係る下請負契約については、大分市内に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。

(8)　本工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を大分市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。

(9)　この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。

(10)　入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(11)　その他不明な点は、大分市総務部契約監理課まで照会のこと。

電話０９７－５３７－５７１４

【 別紙２ 】 設計図書等の電子閲覧について

電子閲覧とは、本市が発注する建設工事又は建設コンサルタント業務等の競争入札に係る設計図書等の閲覧を、電子入札システムにおいて閲覧又は取得することです。

対象案件は、設計金額が１３０万円を超える建設工事及び５０万円を超える建設コンサルタント業務等で、要件設定型一般競争入札にあっては入札公告、指名競争入札にあっては指名競争入札執行通知書に**電子閲覧に供する旨を記載したもの**が対象となります。

電子閲覧の実施方法は、電子入札システムの「設計図書等閲覧」の場所に添付ファイルとして掲示をしています。閲覧される際には、**入札参加者本人が電子入札システムより設計図書等（電子データ）を直接ダウンロードしてください。**（設計図書等のダウンロードの方法については、別添５の「電子入札システムでの添付ファイル確認方法」をご覧ください。）

システム上の障害等により電子入札システムより取得できない場合は、未使用のＣＤ－Ｒを契約監理課に持参し設計図書等（電子データ）を取得してください。

※ 詳細は、「 大分市建設工事等の競争入札に係る設計図書等の閲覧に関する要領 」を参照してください。

【 別紙３ 】 積算内訳書の提出について

建設工事及び建設コンサルタント業務等の全ての競争入札において、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者は、積算内訳書の提出が必要です。

１　積算内訳書の提出が必要な建設工事等

積算内訳書の提出が必要な建設工事等は、設計金額が１３０万円を超える建設工事及び設計金額が５０万円を超える建設コンサルタント業務等のうち、要件設定型一般競争入札及び指名競争入札に付するものとし、当該入札に参加しようとする全ての者から積算内訳書の提出を求めます。

２　提出期限

積算内訳書は、入札書の提出期限までに、入札書と併せて提出するものとします。
ただし、契約担当者が特に認めたときは、この限りではありません。

３　積算内訳書の内容の説明要求

提出された積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合は、積算内訳書の提出者から説明を求めることがあります。

４　入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、**無効**となります。

(1) 積算内訳書を提出しなかった者のした入札
(2) 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が入札価格と一致していない者のした入札
(3) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

※　詳細は、「 大分市建設工事等の入札に係る積算内訳書提出に関する要領 」を参照してください。

【 別紙４ 】 最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で 最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度です。

本市では、平成１８年度より建設工事や建設コンサルタント業務等において、品質の確保やダンピング受注による下請のしわ寄せなどを防止する観点から、最低制限価格制度を実施し、その算定は独自の方式を採用していましたが、平成２９年度より建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札における最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル等に準拠した算定方法に見直しを行い、以下のように取扱います。

１　対象案件

設計金額が１３０万円を超える建設工事及び５０万円を超える建設コンサルタント業務等

２　算定方法

（１）建設工事

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定します。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{\text{（直接工事費}\times 97\%+\text{共通仮設費}\times 90\%+\text{現場管理費}\times 90\%+\text{一般管理費等}\times 55\%\text{）}\times 1.08}{\text{設 計 額}}$$

（注１）「直接工事費の 97%の額」、「共通仮設費の 90%の額」、「現場管理費の 90%の額」、「一般管理費等の 55%の額」のそれぞれの額に１円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。上記の合算額に 100 分の 108 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする）。

（注２）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 制限割合の適用範囲

$$7/10 \leqq \text{制限割合} \leqq 9/10$$

（注３）制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値（7/10）を下回る場合は 7/10 とし、上限値（9/10）を上回る場合は 9/10 とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

（注４）算出した額に１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（２）建設コンサルタント業務等

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定します。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目ア}+\text{項目イ}+\text{項目ウ}+\text{項目エ})\times 1.08}{\text{設計額}}$$

（注１）下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表アからエまでに掲げるそれぞれの額　（1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）の合算額に、100 分の 108 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする）とする。

② 制限割合の適用範囲

別表の適用範囲の下限値　≦　制限割合　≦　別表の適用範囲の上限値

（注２）制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

③ 最低制限価格の算定式

最低制限価格　＝　予定価格　×　制限割合

（注３）算出した額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（別表）業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	ア	イ	ウ	エ	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の 48%の額	――	6/10 から 8/10
建築関係の建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 60%の額	諸経費の 60%の額	6/10 から 8/10
土木関係の建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等の 48%の額	6/10 から 8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の 90%の額	解析等調査業務費の 80%の額	諸経費の 45%の額	2 / 3 から 8.5/10
補償関係ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等の 45%の額	6/10 から 8/10

※ 詳細は、「大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱」を参照してください。

【 別紙 ５ 】

土木工事

○　土木工事とは、「土木一式工事、舗装工事、造園工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事」をいう。

○　特定建設工事共同企業体に発注した工事にあっては、入札公告の競争参加資格として「土木一式工事について入札参加資格の認定を受けていること」を条件に付したものをいう。

建築工事

○　建築工事とは、「建築一式工事」をいう。

○　特定建設工事共同企業体に発注した工事にあっては、入札公告の競争参加資格として「建築一式工事について入札参加資格の認定を受けていること」を条件に付したものをいう。
ただし、工事内容が、工作物の解体を行う工事（解体工事）は含まない。

電気工事

○　特定建設工事共同企業体に発注した工事にあっては、入札公告の競争参加資格として「電気工事について入札参加資格の認定を受けていること」を条件に付したものをいう。

管工事

○　特定建設工事共同企業体に発注した工事にあっては、入札公告の競争参加資格として「管工事について入札参加資格の認定を受けていること」を条件に付したものをいう。